

承認第3号

専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和4年11月7日提出

川根本町長 藺田靖邦

専決第3号

専 決 処 分 書

令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年10月25日

川 根 本 町 長 藺 田 靖 邦

令和4年度 川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度 川根本町簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ219,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		75,736	8,300	84,036
	1 一般会計繰入金	58,783	8,300	67,083
歳入合計		211,000	8,300	219,300

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 水道事業費		102,594	8,300	110,894
	1 水道管理費	77,964	8,300	86,264
歳出合計		211,000	8,300	219,300

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	75,736	8,300	84,036
歳入合計	211,000	8,300	219,300

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 水道事業費	102,594	8,300	110,894	—	—	8,300	—
歳出合計	211,000	8,300	219,300	—	—	8,300	—

4 款 繰入金 8,300千円

1 項 一般会計繰入金 8,300千円

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	58,783	8,300	67,083	1 一般会計繰入金	8,300	3 一般会計繰入金（災害復旧費）
計	58,783	8,300	67,083			

4 款 繰入金 8,300千円

1 項 一般会計繰入金 8,300千円

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	58,783	8,300	67,083	1 一般会計繰入金	8,300	3 一般会計繰入金（災害復旧費）
計	58,783	8,300	67,083			

